

熊野建設事務所 優良工事表彰取扱試行要領

（目的）

第1 この「熊野建設事務所 優良工事表彰取扱試行要領」（以下「要領」という。）は、熊野建設事務所（以下「建設事務所」という。）発注の建設工事において推奨すべき実績を納めた請負者を表彰し、もって請負者の意欲と技術力の向上を図るとともに県内業者の健全な育成に寄与することを目的とする。

（表彰の対象者）

第2 表彰の対象者は、建設事務所発注工事を請け負った県内業者とする。ただし、共同企業体については、全ての構成員が県内業者の共同企業体を対象とする。

なお、県内業者とは、三重県内に本店及び主たる営業所を有する者をいう。

（表彰の対象工事）

第3 表彰の対象工事は、建設事務所が発注した契約金額250万円以上の工事で、表彰の前年度（以下「対象年度」という。）に完成認定を受けた工事（以下「対象工事」という。）を対象とし、発注業種毎に表彰する。

（表彰の事由）

第4 表彰は、対象工事において次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- （1）工程管理、品質管理、安全管理および環境配慮等で、工事の完成にあたり困難な条件を克服し、他の請負者の模範として推奨すべき実績をあげた工事
- （2）災害緊急対応など、地域に大きく貢献し、他の請負者の模範として推奨すべき実績をあげた工事

（表彰の欠格事項）

第5 次に該当する場合は、表彰を行わないものとする。

- （1）表彰の対象者（共同企業体による工事の場合、いずれかの構成員。第5においては以下同じ）が、対象年度以降表彰式までの間に建設事務所から文書注意以上の措置を受けた場合
- （2）表彰の対象者が、対象年度以降表彰式までの間に三重県から資格（指名）停止処分を受けた場合
- （3）表彰の対象者に、その他表彰にふさわしくない行為があった場合

（表彰の件数）

第6 表彰する件数は、特に定めない。

（表彰の申請等）

第7 表彰の申請等は、次により行うものとする。

- （1）工事の請負者は、表彰を受けようとするときは、対象工事を様式1により建設事務所総務課へ毎年5月10日から5月31日まで（但し、土曜日、日曜日、祝日

を除く。)に申請するものとする。

工事の請負者の申請件数は、発注業種毎に1件を上限とする。

- (2) 共同企業体による工事は、全ての構成員連名で申請するものとする。共同企業体の申請件数は発注業種毎に1件を上限とする。なお、共同企業体の各構成員については第7(1)との重複申請を認める。

(審査会)

第8 審査会は、次のとおりとする。

- (1) 審査会は、建設事務所競争入札審査会をもって充てるものとする。
(2) 審査会は、申請のあった内容を審議し、表彰工事を選定する。
(3) 建設事務所長は、審査結果を申請者へ回答する。

(審査基準)

第9 審査会は、第4、第5および次の基準に基づき審査するものとする。

- (1) 表彰の対象となる工事は、工事成績認定書の評定点が85点以上であること。
(2) 表彰の対象者が施工した対象年度内における建設事務所発注の対象工事において表彰の対象となる発注業種の工事成績認定書の評定点の平均点が80点以上であること。なお、共同企業体においては、構成員各社が80点以上の平均点であること。

(申請書の扱い)

第10 申請書の扱いは、次のとおりとする。

- (1) 表彰工事に選定されなかった工事の申請書は、申請者に返却する。
(2) 第三者から情報公開請求があった場合には、申請書および添付書類は三重県情報公開条例に基づき対応するものとする。

(庶務)

第11 要領に係る事務は、建設事務所総務課において行う。

(雑則)

第12 この取り扱いに定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成23年7月1日から適用する。
- 2 平成23年度については、第7の申請期間を平成23年8月10日から8月31日まで(但し、土曜日、日曜日、祝日を除く。)とする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年8月24日から適用する。
- 2 平成23年度については、第7の申請期間を平成23年8月10日から9月16日まで(但し、土曜日、日曜日、祝日を除く。)とする。

